

生徒・保護者の皆さま

相模原中等教育学校長

緊急事態措置期間中における教育活動について(お知らせ)

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき誠に感謝いたします。

さて、この度、令和3年8月2日から令和3年8月31日までの措置期間が令和3年9月12日まで延長されることとなりました。

については、県教育委員会より、「緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について」の通知がありました(別添資料)。それに基づき、以下の通り対応いたします。

今後の状況の推移により、変更、追加等があることにご留意ください。随時マチコミメールとHPでお知らせいたしますのでご確認ください。

1 朝の時差通学与短縮授業の実施

登校時刻について…7時50分より登校、教室への入室可(現在の時差通学の継続)

朝読書・朝学習8時30分 S.H.R. 8時40分 1校時(1限)授業 8時50分より

前期課程生 40分×7時間授業 後期課程生 90分×3限 45分×1限

下校時刻について…16時50分下校(最終下校時刻 前期課程・後期課程ともに17時00分)

2 学習活動について

感染防止対策を講じて、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わない。

例) 近距離で対面形式となるグループワーク、実験や観察等や近距離で一斉に大きな声で話す活動や接触を伴う活動等

3 部活動について

① 校内における活動を原則とし、平日の放課後のみ90分程度、週4回を上限とし、感染リスクの高い活動は中止する。朝練習も禁止する。完全下校は17時00分とする。

例) 身体接触を伴う活動や近距離で実施する活動等

② 県内大会への参加は可、県外大会への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、県教育委員会と協議する。

③ 大会等の14日前以降、練習試合、合同練習を含めた活動内容、活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認めます。ただし、原則18時00分完全下校、練習日が4日を超える場合は、週休日連日の活動は控えます。練習試合・大会等には参加承諾書を提出していただきます。なお、状況によっては19時までの活動を認めることがあります。

4 生活全般の注意事項(デルタ株はこれまでの新型コロナウイルスとは全く違いウイルスの排出量は1200倍、その感染力は従来株の2倍とされていますので改めて感染対策を徹底してください。)

① 手洗い・マスク着用・3密の回避を徹底する。

② 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、本人及び家族の発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診すること。

③ 同居の者がPCR検査等の結果待ちである場合は登校を控えること。

④ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

⑤ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。

⑥ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

⑦ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。

⑧ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

5 宿泊行事について

2学年～5年次まで、各学年・年次で宿泊行事が予定されておりますが、実施の有無・延期等について、キャンセル料が発生する期日以前にお知らせいたします。

6 留学予定者ワクチン接種支援事業における18歳未満の高校生等への拡大について

「留学予定者ワクチン接種支援事業」の対象者に、18歳未満の高校生等を含めることになりました。対象者の要件や申請に当たっての詳細な情報については、文部科学省ホームページ内の以下のページをご確認ください。

●ワクチン接種が留学先からもとめられている今秋留学予定の高校生等の皆さんへ  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00137.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00137.html)

感染防止対策と学びの保障の両立について、ご理解いただき、引き続き、ご協力くださいますようお願いいたします。登校に不安を感じている場合は、その出欠席について柔軟に対応いたしますのでご相談ください。

なお、登校ができない状態がある場合には、オンラインによる同時双方向の授業を配信いたします。お申し出ください。ただし、通信環境等により接続状況が不安定になることがあります。また、基本的には各授業のライブ配信となりますので、黒板や画像・映像等の見える範囲に限られる等、ご迷惑をおかけすることもあります。あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら問合せ先までご連絡ください。

問合せ先  
副校長 鈴木  
電話 042-749-1766

高第 2285 号  
令和 3 年 8 月 17 日

各県立高等学校長 様  
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

緊急事態措置期間中における夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

本県は、令和 3 年 8 月 2 日から令和 3 年 8 月 31 日まで、新型インフルエンザ特別措置法に基づく緊急事態措置の対象区域となっており、この間の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動等については、令和 3 年 7 月 30 日付け教育長通知によりお示ししておりますが、この度、措置期間が令和 3 年 9 月 12 日まで延長されることとなりました。

緊急事態宣言後も感染者数が激増し、いわゆる「医療崩壊」目前の状況にあると言われております。感染爆発とも言えるこの状況は、従来の新型コロナウイルスに比べ感染力が非常に強いデルタ株が原因であるとされており、人が接すれば、いつでもどこでも感染する可能性があり、感染を予防するには、人の接触機会を減らすため人流を低下させる必要があるとされています。このような状況下において、生徒の安全・安心を確保した上で、教育活動を継続していくためには、各学校が、そして教職員及び生徒一人ひとりが、強い危機感を共有し、リスクのある行動を回避することが不可欠です。

については、県教育委員会として、夏季休業終了後の県立高等学校等の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、強い緊張感を持って、感染防止対策の強化・徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

《緊急事態措置期間における教育活動等》

(1) 学習活動について

- 高等学校及び中等教育学校では、朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は 40 分×6 コマ、定時制課程は 40 分×4 コマでの授業実施を基本とする。部活動も含め、遅くとも 17 時には生徒が下校しているようにする（大会 14 日前以降を除く）。

※全日制課程については、今後の感染状況等により、最大限の人流抑制が要請されるような場合、分散登校（オンラインを併用し、週 2 日または 3 日登校を基本）を行う可能性もあることから、各学校において、カリキュラム等の準備を行う。

(2) 部活動について

- 部活動については、万全な感染防止対策を講じた上で実施する。ただし、感染リスクの高い活動は行わない。
  - ・活動場所は校内とし、活動は自校生徒のみとする。練習試合や合同練習は行わない。※合同チームの場合、他校での活動は可とする。
  - ・活動時間は、平日の放課後のみ 90 分程度、週 4 回を上限とする。

- 県内大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- 大会等の14日前以降、競技実施における怪我防止等の視点から校長が必要と認める場合は、練習試合、合同練習を含めた活動内容及び活動日数等について「神奈川県立学校に係る部活動の方針」に則った必要な活動を認める。

### (3) 学校行事について

- 緊急事態措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- 緊急事態措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を越えるものについては延期又は中止とする。
- 文化祭・体育祭等については、不特定多数の人が学校に出入りすることによる生徒への感染リスクがあることから、実施する場合は、来場者は生徒と保護者に限定するなどの工夫をして実施する。
- 学校説明会等については、感染防止に万全の措置を講じて実施する。

### 【緊急事態措置期間中の教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 感染防止対策の徹底について
  - 現在、我が国では、従来株より感染しやすい可能性や重症化しやすい可能性が指摘されている変異株（デルタ株）に置き換わりが進んでいるが、国立感染症研究所によると、変異株についても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクの高まる「5つの場面」（飲酒を伴う懇親会等・大人数や長時間におよぶ飲食・マスクなしでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年5月7日付け保体第1271号保健体育課長、高校教育課長、学校支援課長通知「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」（令和3年6月14日付け保体第1591号保健体育課長通知により一部修正）に基づき、警戒度を高め、特に次の点に留意して感染防止対策の一層の強化・徹底を図ること。
    - ア 登下校中も含め、校内での生徒及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。
    - イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。
    - ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。
    - エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。
    - オ 学校で生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでの間、校長は、保健所からの要請や学校

医等の意見を聴取の上、教育委員会と協議し対応すること。

- 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について生徒への指導を徹底すること。
  - ア 生徒自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。
  - イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。
  - ウ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。
  - エ 校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また食べ物、飲み物を共有しないこと。
  - オ 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。
  - カ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクを外すなどの熱中症対策を優先すること。
  - キ 教育活動外での生徒の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊、ライブハウス等における催しへの参加等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防に協力を依頼すること。

## 2 学習活動における留意事項について

- 緊急事態措置期間中は、学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
  - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、生徒同士の間隔を可能な限り確保すること。
  - イ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。
  - ウ 全日制課程については、今後の感染状況等により、最大限の人流抑制が要請されるような場合、必要に応じて分散登校が実施できるよう、対面による授業とオンラインによる学習の併用について、各学校において準備を進めておくこと。
  - エ 熱中症のおそれがある場合には、命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先し、身体的距離を確保する等の感染防止対策を講じた上で、マスクは外させること。

## 3 生徒の主体的な活動における留意事項について

- 生徒の主体的な活動の実施においても、感染防止対策を強化・徹底するよう生徒を

指導すること。

- ア 生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。
- イ 学校外の活動（校外連携講座、インターンシップ、仕事のまなび場等）については、相手先の感染防止対策を確認の上、本人及び保護者の意向を尊重し、保護者の承諾が得られる場合は、参加することを可とする。
- ウ 部活動については、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。
- エ 文化祭・体育祭等の実施に際しては、例えば、参加する保護者の数を制限し、学校として参加者を把握しておく等、感染防止対策の徹底を図り、参加する保護者にも協力を求めること。

#### 4 学校説明会等における留意事項について

- 緊急事態措置期間中の実施に当たっては、前掲「1 感染防止対策の徹底について」に基づき、感染防止対策に万全を期すこと。
- 感染リスクの低減のため、一回当たりの参加人数を制限すること。また、実施に当たっては、特に次の点に留意すること。
  - ア 会場における座席の間隔は可能な限り広くとること。（左右 60 cm程度、前後 1 m程度の間隔を確保する。）
  - イ 参加者の氏名、連絡先、着席位置等を把握するとともに、当日の健康状態について確認すること。参加者の動線に配慮し、密な状況を作らないようにすること。
  - ウ 生徒と外部の参加者等が直に接する場面を設けないこと。
  - エ ICTの活用等も含めて実施形態を工夫すること。

#### 5 感染状況に不安を抱く生徒・保護者への配慮について

- 感染が拡大していることへの不安により、保護者から休ませたいと相談のあった生徒については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染が拡大していることへの不安から登校を控える生徒などのやむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない生徒と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
  - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
  - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、

学年ごとに記載すること。

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む)  
※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

#### 6 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について

- 生徒の心のケアに努めるとともに、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 特に、休業期間終了後の時期に生徒の自死が増加する傾向があることを踏まえ、生徒の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、生徒の見守りを行うこと。

#### 7 PTA活動について

- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行うこと。

#### 8 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、緊急事態措置期間中の夜間(19時以降)における利用は、中止とすること。

#### 変異株と対策について【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年8月17日変更)から抜粋】

一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株(Variant of Concern: VOC)と注目すべき変異株(Variant of Interest: VOI)に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)は、実効再生産数の期待値が従来株の1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の1.4 倍(40-64 歳では1.66 倍)と推定)。また、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)やB.1.351 系統の変異株(ベータ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、重症化しやすい可能性も指摘されている。B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)については、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、B.1.351 系統の変異株(ベータ株)、P.1 系統の変異株(ガンマ株)、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。我が国では、B.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)の割合が上昇しており、B.1.1.7 系統の変異株(アルファ株)からB.1.617.2 系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進んでいる。また、注目すべき変異株は、B.1.617.1 系統の変異株(カッパ株)がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。